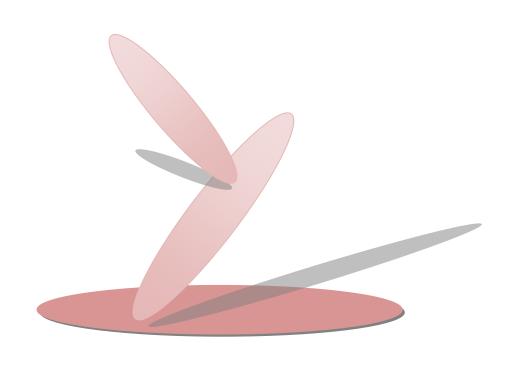
すぎなみ協働推進ガイドライン

参加と協働による地域社会づくりをめざして -2013 年度版



平成 25 年5月

杉 並 区

目 次

は	こめに	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• •	1
Ι	協働	こ関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 3
1	協賃	りとは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
2	協賃	かを担う多様な主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 3
3	協賃	りの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 4
4	協賃	に取り組む際の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 4
5	協賃	の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 6
6	協賃	の形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 8
I	協働	による事業の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	10
1	協賃	りの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•]	1 C
2	協賃	提案制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•]	1 4
Ш	協働	の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1 7
1	協賃	推進本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1 7
2	中間	支援ネットワーク会議の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•]	1 7
資	料			
資	料1	協働推進基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1 9
資	料2	杉並区における今後の協働の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4	2 0
資	料3	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例・	• ;	3 1
資	料4	協働で進める事業計画の作成(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, ,	3 4
資	料5	協定書(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, ;	3 5
資	料6	評価項目(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, ;	3 7
資	料7	地域活動を支援する仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• ;	3 8
資	料8	協働に関連した取組(年表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, ,	4 0

はじめに

近年、少子高齢化が進展し、区政を取り巻く環境は大きく変化しています。地域においては福祉や教育をはじめ防災・環境やまちづくりなど、多種多様な課題が顕在化しています。また、そうした地域の課題解決にふさわしい公共サービスを創造し提供していく主体が多様化しつつあります。

そうした中、平成20年12月に公益法人制度の全面改正が行われるとともに、大幅 改正された特定非営利活動促進法が平成24年4月に施行されました。今後は、公益的 団体やNPO法人の一層の活躍が期待される一方、民間企業や事業体による社会貢献 活動も活発化していることから、多様な主体同士の協働による公共サービスの提供の 可能性がさらに広がることが考えられます。

区は、平成24年3月に策定した新たな基本構想(10年ビジョン)において、「参加と協働による地域社会づくり」を掲げ、この基本構想の実現に向けて、総合計画(10年プラン)の中で「協働推進基本方針」を定めています。

この基本方針に基づく取組項目の一つである「新たな協働のあり方検討」については、杉並区行政経営懇談会での幅広い意見と、区長の諮問機関である杉並区NPO等活動推進協議会の意見などを踏まえ、平成25年1月に「杉並区における今後の協働の取組方針」(以下「取組方針」という。)を定めました。

取組方針では、「協働」の考え方をこれまでの「一つの団体と区との関係」だけでなく、地域社会において活動する町会・自治会、区民団体や公益的な法人、企業等の団体(以下「地域活動団体」という。)同士の取組を含めて捉え直した上で、協働の新たな展開に向けて、これら地域活動団体あるいは地域活動団体相互が、区とその課題を共有化し、課題解決に向けた協議を行うプロセスを重視しています。

この「すぎなみ協働推進ガイドライン」は、こうした「協働」の理解の下、多様な 主体同士の協働をより一層推進するための指針として作成したものです。今後とも協 働推進の手引きとして活用してもらえるよう、定期的に改定を行っていく予定です。

《協働推進の方針・経過》 基本構想(10 年ビジョン)(H24.3) (**協働推進基本方針**)・実行計画(H24.4) 総合計画 《3つの方針》 方針2 方針3 方針1 「地域人材の育成と 「区民参加の促進~区民参 「協働を支える情報発信 活動環境の支援~協 加による地域社会づくり」 と、区と区民とのコミュニ 働による多様な公共 ケーション充実~参加と協 サービスの提供~」 働を支える区民とのコミュ ニケーションの充実~」 杉並区行政経営懇談会 意見 杉並区NPO等活動推進協議会 意見 杉並区における今後の協働の取組方針(H25.1) すぎなみ協働推進ガイドライン

I 協働に関する基本的な考え方

1 協働とは何か

《ガイドラインが対象としている協働》

「相互の立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたること」をいう。

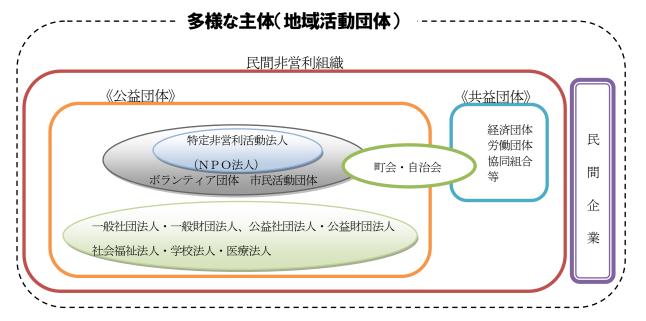
杉並区自治基本条例(第2条第1項第4号)においては、協働の定義を「地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう」としています。

これからの協働は「区とNPO等(*)」の関係だけでなく、「NPO法人同士」、「NPO法人と町会・自治会などの地縁団体」など、地域で活動する団体同士が連携・協力し自ら主体的に地域の課題を解決していくものも含みます。

*「NPO等」とは、特定非営利活動法人(NPO法人)、ボランティア団体及び市民活動団体を指します。

2 協働を担う多様な主体

協働の担い手となる多様な主体には、「区内において地域の課題を地域で解決する ために非営利活動を行う団体や社会貢献活動を行う企業」などがあります。



3 協働の目的

協働により多様な公共サービスの提供の可能性を広げることや、区民の社会参加による主体的な地域社会づくり、行政における仕事の見直しや職員の意識向上を図る。

区民が地域社会づくりの主体となる、新たな自治の仕組づくりを進める観点から、 積極的に協働を推進していくことが重要です。協働により、より区民の要望に沿っ た公共サービスの提供が期待でき、地域に潜在化している区民の知識や経験を生か す機会、社会参加の機会を広げることにもつながります。

なお、協働は、それ自体が目的ではなく、「目的を達成するための取組手法の一つである」ことを十分認識することも必要です。

4 協働に取り組む際の留意点

(1) 課題を柔軟に解決する意識

既存事業を改善する、発展させるなどの課題があるときには、協働による課題 解決を意識する。

既存の事業について「十分な成果が得られていない」、「もっと発展させられないか」と見直すことや、これまでにない地域の新しい課題に対処する必要が出てきたときは、区が主導で行うあり方のほかに、協働により課題解決が可能かどうかを考えてみる組織風土が必要です。

(2) 協働の相手方を理解する姿勢

地域活動団体、地域の人材について、長所も短所も含めその特徴を知るとともに、特に何を得意としているか、「強み」は何かを把握する。

課題を認識した上で、区の主導ではなく、何らかの協働の形態で事業を行おうとしても、その協働の担い手である団体の存在、特徴を職員が知らなければより良い協働はできません。日常の仕事を通じて、どのような地域活動団体があるのか、その団体の得意とする分野は何か、などを把握しておくことが必要です。

また、直接、協働事業の担い手にならなくても、地域の中で「光る人材」、「キーパーソン」を把握することは、地域の課題解決、団体間の調整などに大いに力になることがあります。

(3)地域を「つなぐ」意識

地域の課題解決に向け、どのように「つなぐ」かという意識を持つ。

地域の課題を認識し、協働で解決していこうと考えたときに、最も重要なことは、その団体や人材の特徴を生かして、地域の課題解決に向け、どのように「つなぐ」かという意識が肝要です。区と団体の協働はもとより、区が直接、事業に参加しなくても、団体間の調整や地域の人材間の話し合いなどに積極的に関わり、「つなぐ」ことを行う必要があります。

また、協働で得た経験と、そこに関わった団体、人材のネットワークを次の地域の課題解決に向けて生かすことが必要です。そうすることで、より良い協働の実績が団体、人材をさらに育て、その結果として活発な協働による地域社会づくりにつながっていきます。

5 協働の原則

協働を進めるためには、地域活動団体と区とがお互いに「NPO等との協働を進めるにあたっての基本理念(ルール)」を十分理解することが重要です。この基本理念は、「杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」第3条で明らかにしています。

基本理念	内 容	ポイント
対等の原則	ーどちらも主役ー それぞれの役割及び責務 を自覚し、対等な立場に 立つ	お互いに上下の関係ではなく、対等の関係を保つよう心掛ける必要があります。区は、地域活動団体の金銭的援助者としてではなく、地域活動団体を同じ地域づくりのパートナーとしての意識を強く持つことが大切です。また、地域活動団体の側も一方的に援助を受ける側という意識ではいけません。
公開の原則	ー見える関係にする一 必要な情報を提供し、共 有する	お互いに説明責任を遂行し、協働についての社会的な理解を得るように努める必要があります。また、地域活動団体の協働への参画機会を広く確保する観点からも、協働のプロセスや結果等の積極的な公開に努めることが重要です。
話し合いの原則	ー同じテーブルにつくー 相互に考え方や意見を交 換する場を持つ	日ごろから話し合いの場を持ち、相互理解 を深める中で、協働の可能性の模索や協働事 業の場の拡大等が図られます。そのために は、特に区側からの積極的な話し合いの場の 設定や情報の提供が求められます。
相互理解の原則	ーお互いを理解するー それぞれの立場や特性に ついて理解する	価値観や行動原理が異なるため、お互いの 立場や特性を理解し、尊重した上で、果たす べき役割や責任分担等を明確にして協働の 取組みを行っていく必要があります。そのた めには、事前協議やその前の事前相談の段階 から、何の目的で協働するのか、また、対象 とするのは誰か、などといった基本的項目に ついて、理解を深めることが重要です。
目的共有の原則	ー目指すところは一緒一 共通の目的を探り、一致 した目的に向かう	それぞれが主体的に取り組むべき役割や 一体となって行うべき内容等を明確にしつ つ、お互いに協働によって達成しようとする 目的を共有することで、円滑な取組を進める ことが可能となります。

基本理念	内 容	ポイント
自主性尊重 の原則	ー自分で決めるー 自主性及び自立性を尊重 する	地域活動団体との協働を進めるにあたって、区は、地域活動団体の活動が自主的かつ自己責任の下で行われていることを理解し、その主体性を尊重します。 そうすることで、それぞれの特性を生かした柔軟な取組が可能になります。
自立化尊重 の原則	ー 自分の足で歩く ー 自立して活動する	対等の立場に立つという観点から、地域活動団体の活動が自立化する方向で協働を進めることが重要です。区からの支援も、依存に陥ることのないように、地域活動団体の成長・自立を促す支援策を講じていく必要があります。
時限性の原則	-一定の時期に評価を- 一定の時期に評価し、見 直す	協働が「馴れ合い」にならないように、地域活動団体と区は、常に良い意味での緊張関係を保ち続けることが大切です。このため、協働事業を客観的に評価し、協働を継続するか否か等を検証していく必要があります。





6 協働の形態

協働には、「意見交換・課題共有」、「事業協力」、「後援」、「共催」、「実行委員会・協議会」、「補助・助成」、「委託」など、さまざまな形態があります。これらの協働の形態については、最も効果的で効率的な協働となるよう、課題に応じて適切に選択することが必要です。

ここで例示している形態は、あくまでも「協働」の形態です。また、このガイドラインで示す「委託」は、事業化に向けた協議のプロセスを十分に踏まえた上で選択された「委託」の形態を指しています。

形態	内 容	ポイント
意見交換· 課題共有	地域活動団体と自由な情報交換や 意見交換の場をつくり、コミュニケー ションを図ることで、地域の課題やそ の解決の糸口などを情報共有する協 働の形態です。	 ・課題解決に向けた協議のプロセスを十分 行う上で、地域活動団体との課題共有は 欠かせません。情報交換の場は、協働の 第一歩となります。 ・区は、日ごろからの地域活動団体との率 直な意見・情報交換等を通じて課題を共 有化し、地域活動団体が自らの特性を生 かした具体的な提案をすることができる ように努める必要があります。
事業協力	地域活動団体と区との間で、それぞれの特性を生かし、一定期間継続的な関係の下で協力して取り組む協働の形態です。	・事業を実施している段階でも、適宜、相 互の情報交換を行うようにします。
後援(☆)	地域活動団体が主催する取組に対して、区が「後援」という形で名を連ねることです。主に金銭的支出を伴わない協働の形態です。	・区の後援により地域活動団体の活動に対する社会的な理解や関心が増すことが期待できます。・「後援」を行おうとする時には、対外的に公表されるものであることを踏まえて、その事業の目的、内容を十分に理解し、責任を持って判断することが大切です。
共催(☆)	地域活動団体と区、企業等が共に事業主体となって一つの事業を行う協働の形態です。	 ・取組の検討段階から地域活動団体と区が協働し、取組目的の明確化を図ることが大切です。 ・協定書などの書面により、役割分担、経費負担、リスク対応などを明確化することが重要です。 ・両者ともに主催者としての責任と自覚が求められます。

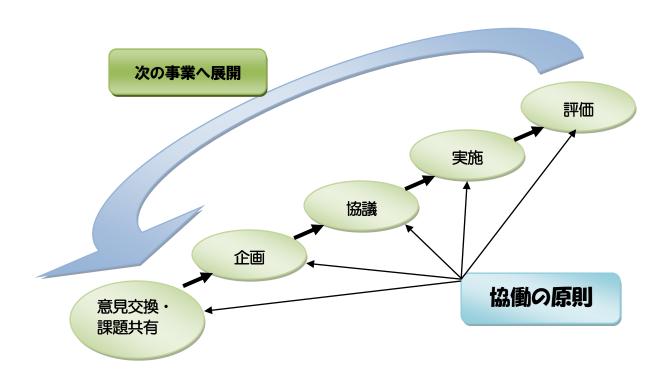
形態	内 容	ポイント
実行委員会 · 協議会	地域活動団体と区等で構成された 「実行委員会」や「協議会」が事業主 体(主催者)となって、事業を行う協 働の形態です。	・事業の検討段階から地域活動団体と区が協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。また、事業が長期間にわたる場合には、随時、進捗状況を確認し、実施に伴う課題等を話し合っていく必要があります。 ・相互の役割分担、経費負担などの取り決めが重要です。 ・地域活動団体にも主催者としての社会的責任が求められます。
補助·助成	要綱等に基づく補助金など、区からの財政支援により、地域活動団体が事業を行う場合も、広い意味での協働の形態と言えます。 杉並区NPO支援基金による助成制度は、この形態に該当します。	 ・地域活動団体に対する補助金は、自立支援ということではなく、両者の共通した目的達成の手段としてとらえられるものであれば、一つの協働と言えます。 ・事業主体である地域活動団体と補助金を支出する立場の区とは、お互いに対等性を保つよう留意する必要があります。また、地域活動団体の自主性を担保するためには、補助金のみに頼り、区に依存する体質にならないようにすることが大切です。
委託(協議の結果に基づくもの)	区が責任を持って行うべき分野の業務について、地域活動団体の専門性等を活用することで、区が自ら実施するよりも区民サービスの向上につながると判断し行う協働の形態です。	 ・地域活動団体との協働においては、地域活動団体の専門性や組織原理などを尊重し、生かしていく姿勢が重要です。 ・委託業務が確実に履行されるよう、事業の実施過程においても協議の場を設定することが大切です。

[☆] 後援・共催名義の取得には、「杉並区後援名義等の使用承認事務取扱要綱」に基づく所定 の手続きが必要となります。

Ⅱ 協働による事業の進め方

1 協働の手順

協働の進め方について、意見交換・課題共有、企画、協議、実施、評価の段階ご とに説明しています。



(1) 意見交換・課題共有

地域の課題を解決するためには、区と地域活動団体、また、地域活動団体同士がその課題を共通認識することが、その後の企画、協議の段階に進む上で、大事なはじめの一歩となります。そのためには、地域活動団体と自由に情報や意見を交換する場を設定し、相互のコミュニケーションを深めながら課題の共有化を図る必要があります。

(2) 企画

① 協働を導入する視点

十分な意見交換・課題共有を図った後、協働を導入する方向で検討を行うとき、「既存の事業等を協働で行おうとする場合」に加え「協働による新たな事業を検討

する場合」があると考えられます。また、直接、地域活動団体から区に提案されたものが区の目的と合致し、新たな事業として発展していく場合も考えられます。いずれの場合においても、協働を導入する際に留意すべき点を以下のチェックリストに例示します。

【協働の導入チェックリスト (例)】

- □ 区民のニーズを把握していますか。
- □ 協働することで区単独で実施するよりも質の高いサービスが提供できますか。
- □ 民間において同様のサービスが行われている場合、協働して実施する必要がありますか。
- □ 協働で行うことについて法制度上の問題点はありませんか。

※協働で進める事業計画の作成(例)は、資料4を参照

② 協働の相手方

協働にあたっては、2者による協働、あるいは3者以上の複数による協働のいずれが適切なのかを考える必要があります。

《2者による協働の例》

《3者以上の複数による協働の例》



【団体の調べ方】

団体については、日ごろの業務を通して情報を得ている地域活動団体のほか、 杉並区NPO支援基金助成制度の登録団体リストや都のNPO法人リスト、す ぎなみNPO支援センター登録団体、すぎなみ地域コムなどを活用し、どのよ うな団体があるのかなど調べることができます。(資料7を参照)

【団体を選定するポイント】

協働相手を選定するためのチェック項目を以下に例示します。

【協働相手を選定するための導入チェックリスト (例)】

項目	内 容		
活動内容	□ 活動内容の公益性		
	□ 相手の社会的使命(目的)と協働する目的との一致性など		
業務の遂行能力] 執行体制(事務局体制、会員数など)		
	□ 財政状況(収支の健全性、安定的な収入の確保など)		
	□ 実務能力(適切な内容の事業報告書等の作成など)		
	□ 専門的能力(個別事業等の実績、ネットワークの状況など)		
団体運営の透明性	□ 事業報告書、経理状況等の積極的な公開		
	□ 自己評価の有無など		

【団体・人材の育成】

協働の相手がいない場合若しくは相手の組織・活動能力が不足している場合には、目的に合った団体、人材を育成することも視野に入れます。この場合、「すぎなみ地域大学」を活用することも考えましょう。「すぎなみ地域大学」では、地域社会に貢献する人材及び協働の担い手を育成するためのさまざまな事業を行っています。(資料7参照)

(3) 協議 ~協働事業の具体化に向けての協議~

- ●企画の具体化について「協働の原則」に基づいて協議を始めます。
- ●協働の意義、目的を再確認した上で、役割分担や費用分担、今後の進め方など について具体的に検討し、また、必要な予算等の具体的な協議を進めます。
- ●協働の形態について検討します。
- ●上記の協議の内容を明らかにした「協定書」を取り交わすことが、地域活動団体との協働においては基本となります。

※協定書(例)は、資料5を参照

(4) 実施

実施過程においても、地域活動団体との意思疎通を図り、事業の進行管理や発生 した課題等について率直に話し合い、事業の円滑な実施と課題の解決などに努めて いくことが大切です。

(5) 評価

地域活動団体や区は、今後に向けた改善点等を検証するために、実施中と実施後に評価を行います。

※評価項目(例)は、資料6を参照

2 協働提案制度

(1)制度の目的

「協働提案制度」は、区と地域活動団体が、お互いに協働の原則を十分に理解しながら、課題解決に向けた方策を協議していくプロセスを重視した仕組みです。

区は、地域の課題を解決するために、地域活動団体を知り、協働の相手方となる団体を適切に選択することが重要ですが、課題は認識していても、協働にふさわしい地域活動団体を見つけることができないことがあります。また一方で、地域活動団体の側では、協働したいと思っていても、区から声がかかるまで、その機会に巡り合えないということもあります。

この制度は、区と地域活動団体が協議を始めるきっかけづくりであり、コミュニケーションの機会を通して、地域の課題の解決に向けた協働事業の具体化につなげることを目的とします。

(2)協働提案制度の試行

平成 25 年度は、協働提案制度の試行実施として、区が協働テーマ(課題)を設定した上で、提案の募集を行い、事前相談、事前協議、外部評価を経て、具体的な実施事業の決定、計画策定に取り組みます。今年度は、事業化の内定までの結果について評価・検証を行い、平成 26 年度からの制度の本格実施を目指します。

〈1〉協働提案の流れ

提案の募集に際して、平成25年度の試行実施では、5月に行う職員説明会後、各課へ協働テーマ(課題)を募集します。各課から提出されたテーマ(課題)をもとに6月に庁内に設置している協働推進本部において協働テーマ(課題)の決定を行います。

② 協働提案の募集・周知 (7月)

7月に広報等による地域活動団体への募集の周知、また、制度の概要、協働テーマ (課題) に対する募集内容についての団体向け説明会を開催します。

③ 事前相談 (7月~)

地域活動団体からの事前相談票をもとに、すぎなみNPO支援センターで行います。提案内容、協働による効果、団体の主体性・遂行能力などを検討し、 適切な協働の相手方を確認します。区以外との協働がふさわしい場合は、すぎなみNPO支援センターがその取組みを支援します。

④ 事前協議 (7月~9月)

協働推進課(すぎなみNPO支援センターを含む。)が場の設定を行い、提案 団体と区担当課との間で事前協議を行います。協議にあたっては、区で認識している課題に合っているか、公益性があり効果が見込めるか、実現可能性はあるか、どのような協働の形態があるかなど、協働して取り組む場合の詳細について確認します。

⑤ 協働の確認と外部評価(10月~11月)

提案団体と区担当課との間で確認がされたら、相互で協議の上、提案団体が協働提案書を作成し、杉並区NPO等活動推進協議会の委員を中心に構成する (仮称)協働提案評価委員会(以下「評価委員会」という。)の外部評価(書類審査及び公開プレゼンテーション)を受けます。外部評価では、協働により期待できる区民や地域への効果、協働による事業化の可能性や発展性があるかなどを審査します。

⑥ 事業化の内定と協定・契約の締結に向けた事業協議(12月~3月)

外部評価の審査結果を踏まえ、協働推進本部において事業化の内定がされたら、提案団体と区担当課で事業協議を行います。協議にあたっては、事業計画を明確にします。事業化による区民サービスの向上等の効果、事業目的・役割分担(協働の形態)、スケジュール設定、モニタリングなど実施内容を評価する仕組みなどを明らかにします。具体的な実施事業の計画を策定したら、協定書を取り交わします。委託の形態を選択した場合は、予算措置後に協定・契約の締結の準備を行います。

(7) 事業実施に係るモニタリング(次年度)

事業実施の際には、モニタリングなど事業の評価を適時・適切に行い、事業 の継続性の可否についても判断していきます。

<2>制度の評価・検証(12月~1月)

杉並区NPO等活動推進協議会の意見を踏まえ、協働推進本部において、① 事前相談・事前協議により十分な意思疎通が図れたか②提案団体と区担当課が 協働の原則に基づき協議が行えたか③協働に対する職員の意識は向上したか④ 地域において主体的な協働の取組が生まれたか⑤制度を本格実施する意義があ るか、などの視点により制度の評価・検証を行います。

Ⅲ 協働の推進体制

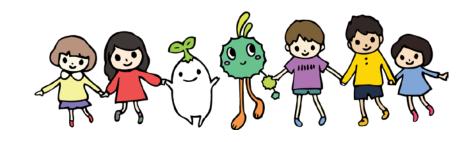
1 協働推進本部の設置

杉並区基本構想に掲げる「参加と協働による地域社会づくり」を目指し、協 働の新たな展開に向けた取組を全庁的に推進する体制を整え、全庁をあげて協働 の担い手となる職員の意識向上を図り、組織風土の改革にも取り組んでいきます。 このため、全庁的な推進組織として、「杉並区協働推進本部」・「同幹事会」 を設置するとともに、本部会の下に「協働推進検討部会」を設け、課題に対する 具体策を検討していきます。

2 中間支援ネットワーク会議の設置

地域活動団体の情報収集及び中間支援機能を担う組織同士のネットワークを 構築するため、区民生活部副参事(地域担当)、高齢者施策課及び生涯学習推進課 を含めた「杉並区地域活動団体中間支援組織ネットワーク会議」を新たに設置し ています。

会議の運営を通して、区内における地域活動団体の中間支援機能を担う組織間の情報交流及び連携・協力を促進していきます。



杉並区における協働推進の仕組み

杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例

附属機関

杉並区 NPO 等活動推進協議会

区長の諮問機関として設置

- <役割>
- ・NPO 等の活動及び協働の推進に係る調査審議
- ・NPO 支援基金助成の審査に関すること
- <委員構成>

学識経験者2名、NP0等活動関係者3名、区民3名、その他2名の計10名で構成

NPO 等活動の育成

- ・支援の仕組み
- すぎなみ地域コム
- ・すぎなみ地域大学
- NPO 支援基金制度

協働推進の仕組み

- · 協働推進基本方針
- ・今後の協働の取組方針
- ・ すぎなみ協働推進 ガイドライン

協働の庁内推進体制

協働推進本部

幹事会

検討部会

<目的・役割>

基本構想に掲げる「参加と協働による地域社会づくり」を目指し、全庁を挙げて協働の担い手となる職員の意識向上を図り、組織風土の改革にも取り組む。

区民生活部 協働推進課

すぎなみ NPO 支援センター

<役割・業務内容>

- ・地域活動や協働に関する相談
- ・NPO団体の設立運営等の相談
- ・「すぎなみ地域コム」運営
- 団体等の交流推進
- ・その他、地域活動の支援に関すること

地域活動団体 中間支援 ネットワーク会議

杉並ボランティア・ 地域福祉推進センター

<役割・業務内容>

- ・ボランティア活動などに関する 情報の収集・提供、発信
- ボランティア活動の相談・調整
- 人材育成、研修、福祉教育・総合学習の支援
- 災害ボランティアセンター運営
- ・その他、ボランティア活動に関すること

区民生活部副参事 (地域担当) (地域区民センター協議会事務局長兼務) 高齢者施策課 生涯学習推進課

資 料

協働推進基本方針

区基本構想(10年ビジョン)の実現を図るためには、区と区民とが地域の活動や それを担う人材を育み、地域の力を高め、支えあい、共につくる地域社会を築いて いくことが必要です。基本構想で掲げられた「参加と協働による地域社会づくり」 を目指すために、以下の3つの方針による「協働推進基本方針」を定め、それに基 づく取組を進めていきます。

協働推進基本方針(抜 粋)

方針1 区民参加の促進

~区民参加による地域社会づくり~

区の計画策定や事業の検討にあたり、新たな手法を活用して区民の区政への参加の拡大を図り、区政に活かしていくことで、区民の地域への関心を高め、区と区民とが身近な地域の問題を共有し、連携して解決することができる地域社会づくりを目指します。

方針2 地域人材の育成と活動環境の支援 ~協働による多様な公共サービスの提供~

区民や地域団体、NPO等が様々な地域課題に相互に連携・協力して活動できるようにするため、環境整備や地域社会づくりの担い手となる人材の育成を行い、区民等との協働による多様な公共サービスの提供の可能性を拡げます。

方針 3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実 ~参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実~

参加と協働の地域社会づくりを推進するため、区の情報発信機能を見直すなど、 必要な時に必要な情報が届くよう積極的に環境整備を進め、区と区民とのコミュニ ケーションの充実を図ります。

杉並区行財政改革推進本部 平成 25 年 1 月 31 日決定

杉並区における今後の協働の取組方針

区は、平成24年8月、「新たな協働のあり方」について、区としての基本的な考え方を取りまとめ、これを杉並区NPO等活動推進協議会(以下「協議会」という。)に提示し、具体的方策等の検討を依頼した。協議会では、検討部会を設けて精力的な検討が重ねられ、過日、その検討結果が意見書として区に提出された。

協議会では、「地域の課題を地域で解決していくためには、地域の中で活動している区民やNPO法人、地域団体等が主体的に考え、区や他の多様な団体等と共通の目的を持って相互に連携・協力しながら活動していくための環境や仕組みの整備が欠かせない。」「参加と協働による地域社会を実現するためには、地域の多様な活動主体が情報を共有し、それぞれの活動について交流を図るなど、多様な主体がつながることを重視した『杉並らしい協働の取組』を推進していく。」ことが必要とした上で、具体化に関する意見をまとめている。

現在、区民ニーズは、福祉・教育・防災・地域経済・まちづくりなどのあらゆる分野で複雑かつ多様化しており、その解決のためにはこれらの分野における多様な力の結集を必要としている。そこで、区としては、「協働」の概念をこれまでの「一つの団体と区との関係」だけでなく地域団体同士の取組を含めて捉え直し、区と地域活動団体、或いは地域活動団体相互がその課題を共通認識した上で、課題の解決に向けた協議のプロセスを十分に担保した協働の新たな展開に向けて、その仕組みづくりを推進していくこととする。

そのために、これまでの協働のあり方の幅を広げ、一つの地域活動団体だけでなく、中間支援機能を充実させる中で多様な担い手が連携・協力しながら地域の諸課題を解決していけるよう、次の具体的方策に取り組んでいく。

1 中間支援機能の充実・強化

(1)協議会の主な意見

区が示した「新たな協働のあり方」で強く求められる中間支援機能とは、 区民の多様な活動を結びつける役割を担い、地域活動団体や地縁組織等相互 の協働の取組を支援することである。

中間支援機能を担う「すぎなみNPO支援センター(以下「支援センター」という。)」は、NPO支援基金、地域人材の育成、協働提案制度などへの関わりを通して、もっと多様な地域活動団体相互の交流、協働への支援に取り組むべきである。

また、区は、地域活動団体の情報収集やネットワーク化及び地域区民センター協議会の協働事業を推進するとともに、杉並ボランティア・地域福祉推進センターなど他の中間支援機能同士の交流・連携を図り、支援センターの活動を支援することが必要である。

区には、こうした中間支援機能・役割を十分に果たせるよう、支援センターの組織体制を強化することを求める。

(2) 区の取組の方向性

区が委託している支援センターは、現在、NPO法人等の団体設立や運営に係る相談や支援が主な業務となっている。しかし、今後はそうした機能だけでなく、NPO支援基金の活用や地域人材の育成、協働提案制度の運用にも積極的に関わるとともに、協働を推進するための中間支援機能の核として、地域活動団体の情報収集や団体相互の交流、連携等の拠点となるプラットホームの機能・役割を発揮していくことが求められている。

こうした期待に応え得る支援センターとしていくため、支援センターの組織や運営体制について改めて区として検討を行い、平成26年度を目途に、 今後の体制を再構築していく。

また、平成25年度については、NPO支援基金、地域人材の育成、協働提案制度の充実を図る中で、支援センター業務に必要な機能を付加していくとともに、地域活動団体の情報収集及び他の中間支援機能を担う組織同士のネットワーク化の構築を行うなど、支援センターの機能強化につながる取組を実施していく。

(3) 今後の取組内容

①【すぎなみNPO支援センターの組織体制の再構築】 重点

今後の協働を推進していく上で、支援センターの役割の拡大と機能の強化が期待されていることから、支援センターの組織・運営体制を見直し、協働の新たな展開の要としてその力を存分に発揮できる組織とするため、庁内に検討組織を設置して精力的に検討を進め、平成26年度から新体制による中間支援組織として活動を展開する。

②【支援センター機能の充実・強化】

これまでの支援センター業務に加え、NPO支援基金の理解促進や「すぎなみ地域大学」等の修了生への支援、協働提案制度における協議のプロセスの充実に係る一定の役割を担うなど、支援センター機能の充実・強化を図っていく。

③【(仮称)中間支援組織ネットワーク会議の創設】

現在、区、支援センター業務受託者及び杉並ボランティア・地域福祉推進センターで行っている連絡調整会議を発展させ、他の中間支援機能を担う組織を含めた「(仮称)中間支援組織ネットワーク会議」を新たに設置する。

④【地域活動団体の情報収集・ネットワーク化の推進】

支援センターと地域区民センター協議会の事務局長を兼務している地域 担当副参事との連携のもと、地域活動団体の情報収集・ネットワーク化 を推進し、地域の特性にあわせた協働の取組を進めていく。

2 NPO支援基金の役割・仕組みの見直し

(1)協議会の主な意見

NPO支援基金への寄附向上のためには、助成事業のチェックや視察、公開ヒアリング、公開報告会の開催等により、助成事業を広く寄附者・区民に周知し理解を深めていくことが重要であり、将来的には、寄附者が具体的に寄附したい事業を指定できるよう、ポータルサイトの導入の可能性について検討することが必要である。

現在の基金は、助成対象をNPO法人のみとし、その活動を直接的に支援する目的で設置されている。また、NPOは、高齢者がボランティアで行うものというイメージが一部の区民に見られる。そこで、今後は、若い世代が代表のNPO法人による若者就労支援やコミュニティビジネス活動支援、「すぎなみ地域大学」等の修了生による活動のスタートアップ支援、NPO法人と他の団体との協働支援に拡大するなど、活用方法の見直しが必要である。

あわせて、民間を含め他の助成制度の環境が整ってきたことや、条例によるNPO法人個別指定制度(*)との関係性の検討を踏まえながら、NPO支援基金については、抜本的な見直しを行う時期に来ていると考える。

*条例によるNPO法人個別指定制度:自治体が条例でNPO法人を個別に「指定」することで、「指定」を受けたNPO法人に個人が寄付をした場合、寄付者が個人住民税の税額控除を受けられる制度。

(2)区としての取組の方向性

NPO支援基金は、区民の寄附を通してNPO法人が行う地域の公益的な活動を支援する制度である。このNPO支援基金に対する区民の賛同を得るためには、基金による助成の仕組みや効果についての透明性を向上させることが必要であり、その取組の一部を支援センター業務として位置づけ、実施可能なものから取り組んでいく。

また、これまでの基金からの助成については、新規の取組を重視したNPO法人の活動を対象とし、自立した活動への展開を求めることに主眼を置いた制度として運用されており、協働の推進という観点からは発展性に乏しいことが課題となっている。

そこで、協議会の意見を踏まえ、これまで対象としてきた基金助成事業に加え、これからの地域活動を担っていく若い世代の育成や地域の課題を解決

する協働の取組を支援する観点から対象範囲を拡大するとともに、助成を受けた団体同士の交流の機会をつくっていく。

条例によるNPO法人個別指定制度との関係やポータルサイトの導入については、今後の課題としてさらに検討を進めていく。

(3) 今後の取組内容

①【NPO支援基金の理解促進】 重点

区と支援センターが連携し、基金助成事業の公開ヒアリング、助成事業の視察及び公開報告会を開催し、情報の発信や事業の透明性の向上を図ることにより、NPO支援基金に対する寄附増につなげていく。あわせて、助成事業の視察の機会などを活用し、他の助成団体も参加できるようにすることにより、新たなマッチングの機会としていく。

②【NPO支援基金助成の対象範囲の拡大】 重点

これまでの助成対象に加え、若い世代が代表であるNPO法人の活動や「すぎなみ地域大学」等の修了生による団体活動のスタートアップ、NPO法人が他の団体と協働で取り組む活動をNPO支援基金の助成対象としていく。

③【条例によるNPO法人個別指定制度導入の検討】

条例によるNPO法人個別指定制度について、他自治体の導入事例の調査・研究を重ねながら問題点や課題を整理し、導入の意義等の検討を引き続き行った上で、今後の方向性を定めていく。

あわせて、ポータルサイトの導入やNPO支援基金のあり方についても 引き続き検討していく。

3 地域人材の育成機能の充実

(1) 協議会の主な意見

区の人材育成施策である「すぎなみ地域大学」、「すぎなみ大人塾」などの修了生を、地域活動につなげる仕組みや組織づくりの支援が十分ではない。また、地域には地域活動への意欲を持ち、豊富な技術や経験を持ちながらも具体的な活動に結びついていない区民が存在している。

区の組織・財政運営の仕組みをはじめ、町会・自治会や商店会など既存の 地域団体等の基礎的な知識とともに、団体相互に活動状況を捉える事ができ るようなプログラムや活動の質向上に向けた実践的なステップアップ講座、 大学生など若い世代を含む幅広い世代が地域活動を実践できるプログラム を企画していく必要がある。

また、「すぎなみ地域大学」には、地域に潜在化している人材の交流や情報共有の場としての機能を付与するとともに、多様な世代がより参加・受講しやすいよう、「すぎなみ地域大学」の運営を他に委ねる方策を検討する必要がある。

支援センターは、人材育成の段階から関わり、修了生の地域活動へのフォローだけでなく、修了生による組織の立ち上げや、その後の活動支援を行う 役割を担うことが求められている。

(2) 区としての取組の方向性

「すぎなみ地域大学」では、現在もあらゆる世代の社会参加・地域貢献の 意欲に応えるために、区と支援センターが連携して地域活動実践者同士の交 流会や実践的なステップアップ講座を実施しているところである。

そうした中で平成 25 年度は、特に若い世代をターゲットとして、地域活動や社会参加に向けた導入プログラムなどの企画講座を実施していく。

また、地域活動をしている人同士の交流の機会創出を「すぎなみ地域大学」 の役割に取り入れるとともに、地域人材育成プログラムの修了生や既に地域 で活動している団体等への活動支援のプログラムを実施していく。

さらに、これからの地域人材の育成機能の充実策を検討するとともに、今 後の「すぎなみ地域大学」の役割や運営のあり方についても、引き続き検討 していく。

(3) 今後の取組内容

①【若い世代を意識した講座運営】 重点

平成25年度からは、現在も実施しているコミュニティビジネスセミナーや地域貢献ビジネスセミナーを若い世代も受講しやすくなるよう、時間・場所・実施回数など、工夫して企画運営を行っていくこととする。あわせて、区内大学や杉並区就労支援センターなどとも連携しながら、インターンシップなど、地域活動やコミュニティビジネスを実体験できるプログラムの導入に向けて必要な調整を進め、可能なものから実施していく。

②【地域における協働の取組支援】

地域活動のきっかけとなるプログラムを充実させるとともに、地域活動 をこれから始めようとする者と地域活動実践者との交流の機会を「すぎ なみ地域大学」で実施する。

③【実体験重視のステップアップ講座の設定】

地域活動団体の継続的・発展的な運営を図るため、多様な地域活動について体験が行えるよう、団体相互のメンバー交流を図る研修など、座学とならない講座を設定する。

また、団体活動のステップアップをしようとしている人たちに必要となる講座のあり方について、調査研究していく。

④【「すぎなみ地域大学」等の修了生への支援】

支援センターにおいて、「すぎなみ地域大学」等の人材育成プログラムの 修了生による組織の立ち上げなど、地域活動の円滑な実施に必要な支援 をしていく。

⑤ 【地域人材の育成方策と運営主体の検討】

これからの地域人材の育成方策や「すぎなみ地域大学」の役割・運営のあり方について、総合的に検討を行い、具体化に向けて取り組む。

4 新たな「協働提案制度」の実施

(1)協議会の主な意見

これまで区が実施していた協働事業提案制度や民間事業化提案制度は、当該課題を担当する部署と事前に協議を行うプロセスが不足し、課題についての共通理解も不十分で、提案すること自体のハードルが高かった。協働は、単に区からの委託だけでなく、地域の課題を共有することからが協働の始まりであって、課題や目的の共通認識の上に、協議のプロセスを踏まえることが重要である。

そこで、新たな「協働提案制度」は、区が委託することを前提としないで協働すべき地域の課題を共有する機会と捉え、課題についての共通認識を図った上で解決策を探りながら、具体的な取組方法などを協議していく仕組みの導入が必要である。

提案にあたっては、区や地域から様々なパターンで実施できるものとし、 支援センターへの事前相談を前提にするなど、提案内容の調整、協議のプロ セスを重視した制度として再構築する必要がある。

区との協働を内容とする提案については、区の調整窓口を通した協議を行い、その提案については外部の評価を受ける仕組みを導入するべきである。

(2) 区としての取組の方向性

協働を進めていくためには、相互に地域の課題に対する共通認識を十分に 図り、相手の立場を理解しながら解決策を考える過程が欠かせない。そこで、 課題を共有するための事前協議を重視した仕組みを取り入れ、新たな「協働 提案制度」として再スタートすることとする。

あわせて、地域活動団体が円滑に制度を利用できるよう、「すぎなみ地域 大学」において「(仮称)協働提案制度実践講座」を実施する。

区との協働を内容とする提案については、外部委員による評価を踏まえることとする。

なお、外部委員において、実施結果について必要な検証を行い、平成 26 年度からの「協働提案制度」の本格実施(平成 27 年度以降の事業実施)に備えていく。

(3) 今後の取組内容

①【協働提案制度の平成 25 年度試行実施・検証】 重点

制度の具体的枠組みを早期に整理し、平成25年度に「新・協働提案制度」を試行的に実施する。その際、協働推進課を区の調整窓口とし、関係課との円滑な調整ができるようにする一方、地域活動団体との事前相談の役割を支援センターの業務として位置づけ、協議のプロセスを確保した仕組みとして整えていく。外部委員には協議会の委員を充てるとともに、平成25年度の試行実施の結果について、協議会において評価・検証を行う。

<流れ>

- ○制度の試行実施の際には、まず解決すべき地域の課題を明確に捉えることとし、提案募集にあたっては、区から地域の課題を提示することができるものとする。
- ○提案を行おうとする団体は、まず、支援センター窓口に事前相談をする こととする。支援センターでは、提案内容の整理と適切な協働の相手先 の相談やファンド活用の助言を行うなどの支援をする。
- ○区との協働を提案する場合は、区の窓口である協働推進課と、公益性や 効果性・実現可能性などを調整した上、提案を予定する団体と区の関係 部署が相互に、課題のすり合わせを行う事前協議の場を設定する。
- ○その結果、協働することにより区のサービスの質の向上につながると、 両者で確認できた場合には、提案団体が協働提案書を作成する。
- ○区との協働を提案するものについては、原則として、提案団体と関係部署が外部委員の評価を受けるためのプレゼンテーションを行うこととする。
- ○外部委員において、区との協働が適当と評価された提案は、基本的に平成 26 年度の事業実施に向けた具体的な協議を進め、最終的に事業化が適切と判断した場合、必要な予算措置等とともに協定等の手続きを行う。
- ○なお、他の地域活動団体との協働が相応しいと判断されたものについて は、支援センターが必要なマッチング支援を行う。

②【協働提案制度の円滑な実施策】

「新・協働提案制度」を円滑に実施するため、「(仮称)協働提案制度ガイドブック」の作成、「すぎなみ地域大学」における「(仮称)協働提案制度実践講座」の実施、地域活動団体及び区職員への説明会などを実施する。

5 庁内推進体制の確立

(1)協議会の主な意見

協議会からの意見を踏まえ、区は実施可能な取組から段階的に施策化し、中間支援機能の核となる支援センターの組織体制について十分に検討するとともに、職員研修をはじめ協議のプロセス重視の取組態勢、さらには全庁的な協働推進組織の設置など、庁内推進体制の確立を要望する。

(2) 区としての取組の方向性

協働の新たな展開に向けた取組を全庁的に推進する体制を速やかに整え、 平成25年度を「協働の新たな取組元年」として、全庁をあげて協働の担い 手となる職員の育成と意識改革を図るなど、組織風土の改革に取り組んでい く。

(3) 今後の取組内容

①【杉並区協働推進本部の設置】

平成24年度に、政策経営部を担任する副区長を本部長とする「杉並区協働推進本部」を、次のとおり設置する。

<所掌事項>

- 協働の総合的な推進に関すること。
- 協働に係る施策の調整に関すること。
- その他協働に関する重要事項

<構成>

本 部一副区長、教育長、部長、担当部長、室長、産業振興センター 所長、教育委員会事務局次長及び中央図書館長

幹事会―区民生活部長、行政管理担当課長、経理課長、人材育成課長、 協働推進課長、各部庶務担当課長及び本部長が指名する者 事務局―協働推進課、企画課

なお、個別具体的な方策等については、別途部会を設けて検討する。

②【すぎなみ『協働ガイドライン(指針)』の改訂】

平成24年度中に「すぎなみ『協働ガイドライン(指針)』」の改訂を行う。

③【職員研修と説明会の実施】

平成 25 年度から区が実施する職員研修の中に「協働」の項目を新たに設定するとともに、全職場を対象にした説明会等を実施する。

主な取組スケジュールについて

年	24 年度	25	年度	26 年度	27 年度
度	1~3月	上半期	下半期		
項目					
1 中間支援機能の		ļ			
充実·強化	すぎなみNPO	支援センター	新組織体制準備	新組織体制	による運営
	の組織体制の評	耳構築			
		古垤センター)	 こ企画スタッフを配	署] 制度運管	
			:援組織ネットワーク		
				五的(·) [[[(]	
2 NPO支援基金の					
役割・仕組みの見	NPO支援基	新助成事業の	実施と助成内容の	———— 透明性確保	
直し	金助成対象	(公開ヒアリンク	、現地視察の実施	、公開報告会等	等)
	範囲の拡大				
		######################################		→	
	個別条例指定	制度の検討 		•	
			ポータルサイト	·導入の検討 	
3 地域人材の育成					
機能の充実	プログラム・講	→ 新プログラム	の実施		
	座の企画・	4910			→
		ステップアッ	」 ププログラムの調査	₹•研究	
		修了生の活!	動支援		
		│ ○万策等の検討			
	2020人们 日 20.0	2777K 44.54KH1			
4 新たな「協働提案		-		•	
制度」の実施	制度試行の	制度の試行実	施•検証	本格実施	į.
	準備	•事前相談、•	事前協議		
		•評価			
		•事業化協議			
		・試行の検証			
5 庁内推進体制の					•
確立	協働推進本部の	の設置・部会設置	量・運営		_ ا
		説明会・職員	- 研修等の実施		
		NE/JA IMA	9110 9 17 200		

杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例

平成14年3月19日 条例第7号

21世紀の杉並区の将来像「区民が創(つく)る「みどりの都市」杉並」の実現を目指し、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを築くことは、区民の心からの願いです。

杉並区では、環境、福祉、教育などの多くの分野で区民の自主的な活動が展開されてきました。こうした活動をさらに発展させ、区民一人ひとりがまちづくりの主人公としての自覚を持ち、それぞれの能力を生かしながら、地域社会づくりに参加していくことが、杉並区の将来像の実現のために、何よりも大切です。

特に近年は、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。こうした活動を担うのが、ボランティアであり、NPOです。

社会的サービスの提供やまちづくりに主体的にかかわる区民の活動が求められている中で、自発性、 創造性、柔軟性、多様性などの特性を兼ね備えたNPO・ボランティア活動を推進していくことが必要です。

同時に、このような区民の活動を土台にした協働の推進が求められています。区民、NPO・ボランティア、事業者などの地域社会を構成する人々や区が、それぞれの役割と責任を果たしながら、対等な立場で、お互いの良いところを出し合い、共に手を携えて取り組むことで、豊かさと活力のある地域社会を築くことができます。

こうした認識から、杉並区では、「区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ(協働)」をこれからの区政運営とまちづくりの基本としています。NPO・ボランティアの生き生きとした活動と豊かで多様な協働の推進を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、区民が自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献性のある活動を保障するとともに、区民、NPO・ボランティア(以下「NPO等」という。)、事業者及び杉並区(以下「区」という。)の協働の基本理念を定め、並びにそれぞれの役割及び責務を明らかにし、区の支援策を定めることにより、NPO等の活動並びに区民、NPO等、事業者及び区の協働の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「NPO」とは、特定の社会的な課題に自主的に取り組むことを通じて組織化される、社会貢献性のある、一定の継続性を持った民間非営利団体をいう。
- 2 この条例において「ボランティア」とは、社会的な課題に対して共感し、自発的な意思と自己責任に基づき、その課題の解決に向けて行動する個人及び団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 区民、NPO等、事業者及び区は、それぞれの役割及び責務を自覚し、対等な立場に立って、 協働を進めなければならない。
- 2 区民、NPO等、事業者及び区は、協働を進めるに当たって、必要な情報を提供し、共有するよう努めなければならない。
- 3 区民、NPO等、事業者及び区は、相互に考え方や意見を交換する場を持つよう努めなければならない。
- 4 区民、NPO等、事業者及び区は、それぞれの立場や特性についての理解に努めなければならない。
- 5 区民、NPO等、事業者及び区は、共通の目的を探り、一致した目的に向かって協働を進めるよう努めなければならない。
- 6 区は、NPO等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。
- 7 NPO等は、自立して活動するよう努めるものとする。
- 8 区民、NPO等、事業者及び区は、協働により進めている事業や活動について、一定の時期に評

価し、見直していくよう努めなければならない。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条の基本理念に基づき、自治の担い手として、区政に参画するとともに、地域での自主的な活動が果たす役割について理解を深め、身近な地域課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めなければならない。

(NPO等の役割)

第5条 NPO等は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任の下に活動することにより、広く区民から理解され、支持されるとともに、必要に応じて、他のNPO等、事業者及び区と連携して活動するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、区民、NPO等及び区との 協働に関する理解を深め、地域との共存を図り周辺住民と協力し、地域社会に貢献するよう努めな ければならない。

(区の責務)

第7条 区は、第3条の基本理念に基づき、NPO等の自主性及び自立性を尊重した上で、その活動が発展するよう側面から支援するとともに、区民、NPO等及び事業者との協働を推進するよう努めなければならない。

(区の施策)

- 第8条 区は、NPO等の活動及び協働の推進を図るため、次に掲げる施策を実施する。
 - (1) NPO等の活動の拠点を整備すること。
 - (2) 活動場所の提供に関すること。
 - (3) 人材の育成等に関すること。
 - (4) 情報の収集及び提供に関すること。
 - (5) 資金確保への支援に関すること。
 - (6) 活動の機会の提供等に関すること。
 - (7) 広報及び啓発に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 区は、自らの行政役割を見直し、NPO等の特性を活(い)かせる業務については、NPO等に 委ね、NPO等の活動の機会を拡大するよう努めなければならない。

(NPO等の活動拠点の機能等)

- 第9条 前条第1項第1号に規定する拠点は、次の機能を有するものとする。
 - (1) NPO等の活動に関する総合的な相談に関すること。
 - (2) NPO等の活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 区民の要望とNPO等の活動との調整に関すること。
 - (4) NPO等、区民、事業者及び区相互の交流及び協働の推進に関すること。
 - (5) 人材の育成等に関すること。
 - (6) NPO等の活動に係る調査及び研究に関すること。
 - (7) その他NPO等の活動の支援及び推進に関すること。
- 2 区は、前条第1項第1号に規定する拠点の運営を、公共的団体に委ね、NPO等の意見が反映されるよう努めなければならない。

(基金の設置)

第10条 区は、NPOに対して、活動に必要な資金を助成し、NPOの活動を推進するため、杉並区 NPO支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立額)

第11条 基金として積み立てる額は、前条に規定する基金の設置目的のための寄附金及び一般会計歳 入歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第12条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなけれ

ばならない。

(運用益金の処理)

第13条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第14条 基金は、第10条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、 その全部又は一部を処分することができる。

(資金の助成)

- 第15条 区長は、前条の規定に基づき処分された基金の額を財源として、NPOに対して、助成をすることができる。
- 2 区長は、資金の助成申請があった場合は、別に定める審査基準に基づき、杉並区NPO等活動推 進協議会(以下「協議会」という。)の審査を経て、助成を決定するものとする。

(協議会の設置)

- 第16条 NPO等の活動及び協働の推進に関し必要な事項の審議等を行うため、区長の附属機関として、協議会を置く。
- 2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。
 - (1) NPO等の活動及び協働の推進に係る調査審議に関すること。
 - (2) 前条第2項に規定する審査に関すること。
- 3 協議会は、NPO等の活動及び協働の推進に関し、区長に意見を述べることができる。
- 4 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(協議会の組織)

- 第17条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員10名以内をもって組織する。
 - (1) 区民
 - (2) NPO等活動関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他区長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(協議会の会長)

- 第18条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第19条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部 を次のように改正する。

〔次のよう〕略

協働で進める事業計画の作成(例)

※ 企画する段階では、この計画を一方的に押し付けるものではなく、協議しながら決定していきます。ただし、どのような相手先がいるのか、区民のニーズはどの程度か、これらを踏まえて無理のないスケジュールにする必要があります。

ねらい、目的	・区が単独で行うよりも協働で行うことを選んだ理由		
成果目標	・区との協働実施により期待できる効果		
	・数値的な目標の設定		
相手方	・その相手方は一つか、複数か。公募で選定すべきか。		
形態	・「事業協力」、「後援」、「共催」、「実行委員会・協議会」、「補助・助		
	成」、「委託」など (P8参照)		
役割分担	•区側(
経費分担	・地域活動団体(
	・いずれの形態を選択する場合も役割分担や費用分担を明確にす		
	る。		
スケジュール	・事業実施までの概ねのスケジュールを作成		
	・事業の見直しや終了時期など一定の時期に見直しを行う。		

協定書(例)

協定書は、十分に協議して作成することが大切です。協働に際しては、次の記載項目の例や協定書の記入例を参考に、事業目的、業務分担、経費負担等を明確にしておく必要があります。

協定書などに記載する項目の例

- ●事業及び協定書の目的
- ●事業の内容
- ●期間
- ●責任の所在
- ●業務の内容と双方の分担
- ●経費負担、支払方法
- 事業遂行に関する協議方法(コミュニケーションの方法や頻度)
- ●評価、報告書作成、公開方法(誰が、いつ、どのように行うか)
- ●成果の帰属
- ●協定の有効期間と解除条件
- ●個人情報の保護
- ●スケジュール
- ●事業の途中もしくは事後に起きた事故への対処方法・補償
- ●疑義が生じたとき、取り決め事項の変更が生じたときの対処方法
- ●事業終了後の協働の方針 など

[※] 上記はあくまでも一例です。全ての項目を記載しなければならないわけではありません。

協定書の記入例

『(事業名) 〇 〇 〇

』に関する協定書

事業名	
事業目的	

- 第1条 この協定は、○○○○(以下「団体」という。)と杉並区(以下「区」という。)と の間で、「(事業名)」(以下「事業」という。)に関して必要な事項を定めるものです。 (業務分担)
- 第2条 団体及び区の業務分担は、次のとおりとします。
 - (1) 団体の業務分担

ア・・・・・

(2) 区の業務分担

7

(経費負担)

第3条 団体及び区は、第2条の業務分担に基づく経費を負担します。

(事業計画)

第4条 団体及び区は、事業開始前に、協議して事業計画を作成します。 (事業報告)

第5条 団体及び区は、事業終了後、協議して事業報告書を作成します。 (団体の責務)

第6条 団体は、・・・・。

(区の責務)

第7条 区は、・・・・。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日までとします。

(秘密保持)

第9条 団体及び区は、事業実施により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはなりません。また、本事業の目的以外に使用してはいけません。

(疑義の発生)

第10条 この協定書に記載のない事項については、その都度、団体と区が協議して定めるものとします。

団体と区は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有します。 平成 年 月 日

団体 住所

○○○○ (団体名)

代表者

囙

区 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長

El.

評価項目(例)

資料6

段階	良好	概ね良好	やや不備	不備	評価項目
計画段					① 事業目的・成果目標を明確化し、共有したか ・事業目的と成果目標を十分な協議のもと作成、共有された。
					② 協働の意義・効果を十分に検討し、共有したか ・単独実施より高い事業効果が得られるか十分に検討された。
					③ 協働の相手方を選ぶ手続きは適当であったか ・選定理由、選定基準や審査基準が明確である。
階					④ 事業計画を協議のうえ作成したか・相互に十分な協議がなされた。・事業や収支の計画、協働の形態、協働する期間を検討した。
					⑤ 相互の役割分担を明確化し、共有したか ・事業における役割分担を行い、協定書等で明示した。
					⑥ 相互の役割分担を十分に果たしたか・役割分担に基づく適切な対応を行った。・進捗状況を適宜確認しあった。
実施					⑦ 受益者からの意見を聴いたか・利用者アンケートなどで、受益者の意見や満足度を把握した。
段 階					⑧ 事業の進捗状況や関連情報を共有したか・相互の話し合いの機会を設けた。
					③ 課題の発生に、相互の立場から適切に対応したか・課題の発生にすばやく対応できた。・相互の連絡調整が円滑に行える体制ができていた。
					① 事業の成果目標を達成できたか・事業の成果目標の達成度合いを双方で検証した。
ふり					⑪ 協働の効果が十分に得られたか・想定していた協働による事業効果が十分に達成された。
返り段階					① 事業をふり返り、改善点等を話し合ったか・ふり返りを十分に行い、事業や収支の計画、役割分担など協働事業を実施する上での課題や改善点の検討を行った。
					③ ふり返りの結果を公表したか・ふり返りの結果を受益者や区民へ公表した。
					(4) 継続の可能性について検討したか・今後の継続、発展等について検討した。

地域活動を支援する仕組み

すぎなみNPO支援センター

【設置目的】

「杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」に基づき、NPO の中間支援組織として、専門性の高い柔軟な事業展開で、団体の組織活動の支援を図る。

【運営主体】

特定非営利活動法人CBすぎなみプラスに業務委託。

【施設場所】

阿佐谷南1-47-17 阿佐谷地域区民センター4 階 電話3314-7260

【業務内容】

地域活動に関する相談や地域活動団体、NPO 法人、企業等の協働に関する相談、団体設立相談、ミニ交流会、NPO なんでも勉強会の実施、助成金や団体情報等を発信しています。

- ① NPO 等に関する情報収集・発信
- ② NPO の組織運営・実務に関する支援
- ③ NPO と行政・企業等とのコーディネート
- ④ NPO 活動・NPO 支援基金の普及啓発
- ⑤ 「すぎなみ地域コム」の運用管理等

杉並ボランティア・地域福祉推進センター

【設置目的】

「杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」に基づき、区民のボランティア活動や地域活動への参加を支援するとともに、地域でのボランティアのネットワークを整備し、区民や NPO、事業者等の社会貢献活動の推進を図る。

【運営主体】

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会

【施設場所】

荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪5階 電話5347-3939

【業務内容】

区内のボランティア・地域活動の把握に努め、地域で問題を抱えている人や地域課題に取り 組む団体や組織と、地域のために何かしたいという人のコーディネートを行う。

- ① ボランティアのコーディネート
- ② ボランティア活動の促進・研修
- ③ ボランティア募集、イベント、助成金など、地域福祉活動に必要な情報提供
- ④ ボランティア・地域福祉活動のサポート
- ⑤ 災害ボランティアセンター運営

すぎなみ地域大学

【開校目的】

地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を拡げ、区民自らが地域社会に貢献する人材、協 働の担い手として活動していただくための仕組みとして、平成18年度に開校した。

【基本理念】

- ○区民の社会貢献意欲を喚起し、自らの可能性を拡げる「学びの仕組み」をつくる。
- ○地域貢献活動を担うNPO等の人材づくりを支援し、「協働の担い手」を育てる。
- ○地域の課題解決に向け、区民が知恵と力を出し合い取り組む「協働社会の基盤」をつくる。

【入学対象】

区内在住、在学、在勤者

【特徴】

- ○実学・実践重視の講座
- ○地域デビューやコミュニティビジネスなど、幅広い世代のニーズに即した講座
- ○修了後の活動メニューや活動場面を提示し、受講目的意識を明確にした講座
- ○受講者と地域活動実践者との交流機会を取り入れた講座

杉並区 NPO 支援基金

【目的】

「杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」に基づき、NPO の自立した活動の発展を確保するため、事業者や個人からの寄附を受け付け、NPO 法人等の活動に必要な資金を助成し、NPOの活動を推進する。

【特徴】

- ○寄附者が助成したい団体を希望できる。
- ○寄附者が税制上の優遇措置が受けられる。
- ○杉並区 NPO 等活動推進協議会が助成審査をし、情報を公開する。

すぎなみ地域コム www.sugi-chiiki.com

【内容】

区民の地域活動への参加を促進するため、区が地域活動のポータルサイトとして構築し地域 活動団体の情報を広く発信している。

【登録団体】

非営利・公益的な事業をしている団体 (NPO 法人、町会・自治会、任意団体、学校支援本部など)

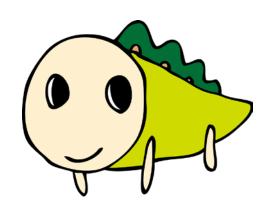
【管理運営】

すぎなみ NPO 支援センター

協働に関連した取組(年表)

資料8

平成 10 年 (1998 年)		区の主な動き	国、東京都の主な動き
(1998 年) 平成 17 年 (1999 年) 平成 12 年 (2000 年) 平成 13 年 (2000 年) 平成 14 年 (2000 年) 平成 14 年 (2000 年) 平成 15 年 (2001 年) 「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する法・(限定 NPO 法人制度施行 平成 15 年 (2003 年) 「別 「NPO・ボランティア活動を登置 (2004 年) 「別 「NPO・ボランティア活動を登置 (2005 年) 「別 「NPO・ボラン・ディア活動を登置 (2005 年) 「別 「NPO・ボラン・ディア活動を登定 「の 「 「 すぎなみを例」施行 (2005 年) 「別 「 大・まき・ターブシン 強定 平成 17 年 (2005 年) 「	亚战 10 年	(ログログランド・ログログ ログログ ログログ ログログ ログログ ログログ ログログ ログロ	
平成 11 年			14 万 付比外各个价值到11比进估(INFO 估) 肥1]
(1999 年)			Q日 早間咨会室の活田に Fス小井塩設等の敷
平成 12 年 (2000 年)			77 1 10 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2000 年)		Q 日 「杉並区 91 卅紀ビジョン」議決	
マ成 13 年 2001 年 10 月 総定 NPO 法人 10 月 認定 NPO 法人 制度施行 10 月 認定 NPO 法人 制度施行 6 月 「NPO 支援基金」設置 9 月 「杉並区 NPO 等活動推進協議会」を設置 10 月 「NPO 示デンティア活動放び協働の推進 10 月 「NPO 示デンティア活動推進とンター」開設 平成 15 年 5 月 「杉並区 NPO 等活動推進協議会」を設置 10 月 「NPO 示デンティア活動推進センター」開設 平成 16 年 6 月 「寸ぎなみ『協働ガイドライン』策定 7 月 「NPO 宗からの協働事業提案制度」創設 (18 年度までのモデル事業) 8 月 「民営化・民間委託の 指針)策定 9 月 「指定管理者制度導入指針」策定 7 月 「NPO 宗からの協働事業提案制度」創設 (18 年度までのモデル事業) 8 月 「民営化・民間委託の指針)策定 9 月 「指定管理者制度導入指針」策定 7 月 第 1 次協働等推進計画」を定 7 月 第 2 次杉並区協働等推進計画」を定 4 月 「寸ぎなみ地域大勢」開校 「寸ぎなみ地域大学」開校 「寸ぎなみ地域大学」開校 「寸ぎなみルレジ大学・ア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進をリードンの改革法施行 (公共サービスの改革法施行 2 年度 19 年 6 月 「杉並行政サービス民間事業化提案制度」創設 (21 年度まで実施) 12 月 一般社団法人・一般財団法人法施行 2 年度 23 年 7 月 公共サービス基本法施行 2 年度 23 年 6 月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7 月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 10 月 「杉並区「政経監護部談会」設置 4 月 改正 NPO 法施行 12 月 新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 宗活動推進協議会) 4 月 改正 NPO 法施行 12 月 「科定区における今後の協働の取組力針」決定 4 月 改正 NPO 法施行 12 月 「杉並区における今後の協働の取組力針」決定 4 月 改正 NPO 法施行 12 月 「秋並区 NPO 宗 NPO 法施行 12 月 「秋並区 NPO 宗 NP			
(2001 年) 10 月 認定 NPO 法人制度施行 10 月 認定 NPO 法人制度施行 10 月 「杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進 に関する条例」施行 6 月 「NPO支援基金」設置 9 月 「杉並区 NPO 等活動推進協議会」を設置 10 月 「NPO・ボランティア活動推進センター」開設 平成 15 年 5 月 「杉並区自治基本条例」施行 (2003 年) 10 月 「人・ま・・夢 ブラン」策定 平成 16 年 6 月 「すざなみ「協働」がイトライン」 策定 7 月 「NPO等からの協働事業提案制度」創設 (18 年度までのモデル事業) 8 月 「民営化・民間奏託の指針」策定 9 月 「東に営化・民間奏託の指針」策定 7 月 競争による公共サービスの改革法施行 (2005 年) 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみのアウ支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進をンター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進をクター」と「杉並で「政策を制度」創設 (21 年度まで実施) 12 月 一般社団法人・一般財団法人法施行 公益法人認定法施行 整備法施行 7 月 公共サービス基本法施行 2009 年) 「7 月 公共サービス基本法施行 2010 年) 「7 月 公共市 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2			3月 和税特別措置法改正(認定 NPO 法人)
平成 14 年 (2002 年)			
(2002 年) に関する条例」施行 6月 「NPO支援基金」設置 9月 「杉並区 NPO 等活動推進的議会」を設置 10月 「NPO・ボランティア活動推進センター」開設 で成 15 年 5月 「杉並区自治基本条例」施行 (2003 年) 10月 「入・まら・夢 プラン」策定 で成 16 年 6月 「すぎなみ『協働ガイドライン』」策定 7月 「NPO等からの協働事業と制度」創設 (18 年度までのモデル事業) 8月 「民営化・民間委託の指針)策定 9月 「指定管理者制度導入指針」策定 9月 「指定管理者制度導入指針」策定 9月 「指定管理者制度導入指針」策定 7月 「かきなみ地域活動ネット」稼働 で成 18 年 2月 「第 2 次杉並区協働等推進計画」を策定 「すぎなみ地域活動ネット」稼働 で成 18 年 7月 「すぎなみ地域大学川解校 「すぎなみの支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」に「分離 ア成 29 年 (2005 年)		4月「杉並区 NPO・ボランティア活動及び協働の推進	10 / J PUNCTIO DE CHIJENET
6月 「NPO支援基金」設置 9月 「杉並区 NPO 等活動推進協議会」を設置 10月 「NPO・ボランティア活動推進センター」開設 平成 15 年 5月 「杉並区 自治基本条例」施行 (2003 年) 10月 「人・まち・夢 ブラン)策定 平成 16 年 6月 「すぎなみ『協働ガイドライン』策定 7月 「NPO等からの協働事業提案制度」創設 (18 年度までのモデル事業) 8月 「民営化・民間委託の指針)策定 9月 「指定管理者制度導入指針〕策定 9月 「指定管理者制度導入指針〕策定 2月 「第 1 次協働等推進計画」を策定 7月 第 2 次を证と協働等推進計画」策定 (2005 年) 7月 第 2 次を证と協働等推進計画』策定 7月 競争による公共サービスの改革法施行 (公共サービス改革法) (公共サービス改革法) (公共サービス改革法) 7月 競争による公共サービスの改革法施行 (公共サービス改革法) 7月 競争による公共サービス改革法 7月 競争による公共サービス改革法 7月 競争による公共サービス改革法 7月 競争による公共サービス改革法 7月 競争による公共サービス改革法 7月 競争による公共サービス改革法 7月 対域福祉推進センター」に分離 7月 対域福祉推進センター」に分離 7月 対域福祉技術 7月 公共サービス基本法施行 2008 年 7月 公共サービス基本法施行 2008 年 7月 公共サービス基本法施行 2009 年 7月 公共サービス基本法施行 7月 公共サービス基本法施行 7月 公共サービス基本法施行 7月 京都新にい公共支援事業(〜24 年度) 7月 政正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新にい公共支援事業(〜24 年度) 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 法施行 11月「杉並区における今後の協働の取組力会)決定			
平成 15 年 5 月 「杉並区 NPO 等活動推進協議会」を設置 10 月 「NPO・ボランティア活動推進センター」開設 で 10 月 「人・まち・夢 プラン」策定 で 10 月 「人・まち・夢 プラン」策定 7 月 「NPO等からの協働事業提案制度」創設 (18 年度までのモデル事業) 8 月 「民営化・民間委託の指針1策定 9 月 「指定管理者制度導入指針1策定 9 月 「指定管理者制度導入指針1策定 9 月 「第1 次協働等推進計画」を策定 「すぎなみ地域活動ネシ」を稼働 で 17 第 1 次協働等推進計画」を策定 「すぎなみ地域活動ネシ」を稼働 で 17 第 2 月 「第 2 次杉並区協働等推進計画」策定 4 月 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみ地域大学」開校 「などの6 年) 4 月 「すぎなみ地域大学」開校 「などの6 年) 4 月 「すぎなみ地域大学」開校 「などの6 年) 2 月 「邦・近の数学・世域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進とフター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並がランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並がランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並がランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並がランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並がランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並がアンティア・地域福祉権」を指定を制度しまれて、「201 年度」で 2 年 (2010 年)	\ ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
10 月「NPO・ボランティア活動推進センター」開設			
2003 年 10月「人・まち・夢 ブラン」策定 12月「今後の行政改革の方針」閣議決定			
平成 16 年 6 月 「すぎなみ『協働ガイドライン』、策定	平成 15 年	5月「杉並区自治基本条例」施行	
7月「NPO等からの協働事業提案制度」創設 (18 年度までのモデル事業) 8月「民営化・民間委託の指針」策定 9月「指定管理者制度導入指針」策定 9月「指定管理者制度導入指針」策定 7月 第1 次協働等推進計画」を策定 (2005 年) 「寸ぎなみ地域活動ネット」稼働 平成 18 年 (2006 年) 4月「すぎなみ地域大学」開校 「寸ぎなみルPO支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進をフター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並広港社議施行工作、2008 年) 「2月「杉並区基本構想審議会」設置 7月 公共サービス基本法施行 2009 年) 「7月 公共サービス基本法施行 2010 年) 「7月 公正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(〜24 年度) 平成 24 年 (2012 年) 6月「杉並区本本構想」議決 4月 改正 NPO 法施行 (2012 年) 6月「杉並区行政経営継続会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定	(2003年)	10月「人・まち・夢 プラン」策定	
(18 年度までのモデル事業)	平成 16 年	6月「すぎなみ『協働ガイドライン』」策定	12月「今後の行政改革の方針」閣議決定
8 月 「民営化・民間委託の指針」策定 9 月 「指定管理者制度導入指針」策定 1 元 次 協働等推進計画」を策定 1 子 次 み 地域活動ネット」稼働 7 月 競争による公共サービスの改革法施行 (2006 年) 4 月 「すぎなみ 地域大学」開校 1 子 ぎなみ PO 支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」に分離 12 月 一般社団法人・一般財団法人法施行 (2008 年) 12 月 一般社団法人・一般財団法人法施行 (2008 年) 2 年度まで実施 12 月 一般社団法人・一般財団法人法施行 空 機法施行 2 年成 21 年 (2009 年) 7 月 公共サービス基本法施行 2 年成 23 年 (2010 年) 7 月 次正 NPO 法成立 (認定緩和等) 7 月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 7 月 改正 NPO 法成立 (認定緩和等) 7 月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 2 月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 4 月 改正 NPO 法施行 2 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定 4 月 改正 NPO 法施行 2 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定 4 月 改正 NPO 法施行 2 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定 4 月 改正 NPO 法施行 4 月 改正 NPO 法施证 NPO 法述证 NPO NPO 法述证 NPO NPO 法述证 NPO		7月「NPO等からの協働事業提案制度」創設	公益法人制度改革の基本的枠組み
平成17年 (2005年) 2月「第1次協働等推進計画」を策定 (2005年) 7月 競争による公共サービスの改革法施行 (2006年) 平成18年 (2006年) 4月「すぎなみ地域活動ネット」稼働 7月 競争による公共サービスの改革法施行 (公共サービスの改革法施行 (公共サービスの改革法施行 (公共サービス改革法) 平成19年 (4月「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみNPO支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」に分離 (21年度まで実施) 12月 一般社団法人・一般財団法人・一般財団法人法施行 公益法人認定法施行 整備法施行 平成20年 (2008年) 7月 公共サービス基本法施行 整備法施行 平成21年 (2009年) 7月 公共サービス基本法施行 (2009年) 平成22年 (2010年) 10月「杉並区基本構想審議会」設置 (2011年) 平成23年 (2011年) 6月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(〜24年度) 4月 改正 NPO 法施行 (2012年) 6月「杉並区で設定登懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成25年 1月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定		(18 年度までのモデル事業)	NPO 法人制度の存置
平成17年 2月「第1次協働等推進計画」を策定 「すぎなみ地域活動ネット」稼働		8月「民営化・民間委託の指針」策定	
「すぎなみ地域活動ネット」稼働 で成 18 年 2月「第 2 次杉並区協働等推進計画」策定 7月 競争による公共サービスの改革法施行 (2006 年) 4月 「すぎなみ地域大学 開校 「すぎなみNPO支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」に分離 12月 一般社団法人・一般財団法人法施行 (2008 年) 12月 一般社団法人・一般財団法人法施行 (2008 年) 12月 一般社団法人・一般財団法人法施行 (2009 年) 7月 公共サービス基本法施行 整備法施行 7月 公共サービス基本法施行 2009 年) 10月 「杉並区基本構想審議会」設置 6月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 平成 23 年 (2010 年) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 平成 24 年 (2012 年) 6月 「杉並区「大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大部・大		9月「指定管理者制度導入指針」策定	
平成 18 年 (2006 年) 2 月「第 2 次杉並区協働等推進計画」策定 4 月「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみNPO支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」に分離 7月 競争による公共サービス改革法) 平成 19 年 (2008 年) 6 月「杉並行政サービス民間事業化提案制度」創設 (21 年度まで実施) 12 月 一般社団法人・一般財団法人法施行公益法人認定法施行整備法施行 平成 21 年 (2009 年) 7月 公共サービス基本法施行 で2009 年) 7月 公共サービス基本法施行 平成 22 年 (2010 年) 10 月「杉並区基本構想審議会」設置 で2011 年) 6 月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 平成 24 年 (2012 年) 6 月 「杉並区行政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定	平成 17 年	2月「第1次協働等推進計画」を策定	
(2006 年) 4 月「すぎなみ地域大学」開校 「すぎなみNPO支援センター」と「杉並ボランティ ア・地域福祉推進センター」に分離 平成 19 年 6 月「杉並行政サービス民間事業化提案制度」創設 (21 年度まで実施) 平成 20 年 (2008 年) 平成 21 年 (2009 年) 平成 21 年 (2009 年) 平成 22 年 (2010 年) 平成 23 年 (2010 年) 平成 23 年 (2011 年) 平成 24 年 3 月「杉並区基本構想審議会」設置 平成 24 年 3 月「杉並区基本構想」議決 (2012 年) 「7月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7 月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 4 月 改正 NPO 法施行 (2011 年) 平成 24 年 3 月「杉並区基本構想」議決 (2012 年) 「7月 次正 NPO 法施行 (2012 年) 「7月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 「7月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 「7月 改正 NPO 法施行 「2011 年) 平成 25 年 1 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定	(2005年)	「すぎなみ地域活動ネット」稼働	
「すぎなみNPO支援センター」と「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」に分離 平成 19 年 6 月 「杉並行政サービス民間事業化提案制度」創設 (21 年度まで実施) 平成 20 年 (2008 年) 平成 21 年 (2009 年) 平成 24 年 (2010 年) 平成 24 年 3 月 「杉並区基本構想」議決 (2012 年) 「不成 24 年 3 月 「杉並区基本構想」議決 (2012 年) 「不成 24 年 3 月 「杉並区基本構想」議決 (2012 年) 「ア成 24 年 3 月 「杉並区本構想」議決 (2012 年) 「ア成 25 年 1 月 「杉並区における今後の協働の取組方針」決定	平成 18 年	2月「第2次杉並区協働等推進計画」策定	7月 競争による公共サービスの改革法施行
ア・地域福祉推進センター」に分離 平成 19 年 (2014年度まで実施) 6月「杉並行政サービス民間事業化提案制度」創設 (21 年度まで実施) 12月 一般社団法人・一般財団法人法施行 公益法人認定法施行 整備法施行 平成 21 年 (2009年) 7月 公共サービス基本法施行 平成 22 年 (2010年) 10月「杉並区基本構想審議会」設置 平成 23 年 (2011年) 6月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 平成 24 年 (2012年) 3月「杉並区基本構想」議決 4月 改正 NPO 法施行 中成 24 年 (2012年) 6月「杉並区で政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定	(2006年)	4月「すぎなみ地域大学」開校	(公共サービス改革法)
平成 19 年 6 月「杉並行政サービス民間事業化提案制度」創設 (21 年度まで実施) 12 月 一般社団法人・一般財団法人法施行 公益法人認定法施行 整備法施行 平成 20 年 (2008 年) 7月 公共サービス基本法施行 整備法施行 平成 21 年 (2009 年) 7月 公共サービス基本法施行 (2009 年) 平成 22 年 (2010 年) 6月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 平成 23 年 (2011 年) 6月 「杉並区基本構想」議決 4月 改正 NPO 法施行 (2012 年) (2012			
平成 20 年 (21 年度まで実施)		ア・地域福祉推進センター」に分離	
平成 20 年 (2008 年) 12 月 一般社団法人・一般財団法人法施行 公益法人認定法施行 整備法施行 平成 21 年 (2009 年) 7月 公共サービス基本法施行 整備法施行 平成 22 年 (2010 年) 10 月 「杉並区基本構想審議会」設置	平成 19 年	6月「杉並行政サービス民間事業化提案制度」創設	
(2008年) 公益法人認定法施行整備法施行 平成 21年 (2009年) 7月 公共サービス基本法施行 (2009年) 7月 公共サービス基本法施行 (2010年) 6月 成正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 4月 改正 NPO 法施行 (2012年) 6月「杉並区行政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25年 1月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定		(21 年度まで実施)	
整備法施行 で成 21 年 (2009 年)	平成 20 年		12月 一般社団法人・一般財団法人法施行
平成 21 年 (2009 年) 7月 公共サービス基本法施行 平成 22 年 (2010 年) 10 月 「杉並区基本構想審議会」設置 平成 23 年 (2011 年) 6 月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 平成 24 年 (2012 年) 3 月 「杉並区基本構想」議決 (2012 年) 6 月 「杉並区行政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定	(2008年)		公益法人認定法施行
(2009年) 平成22年 (2010年) 10月「杉並区基本構想審議会」設置 (2010年) 6月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 7月 改正 NPO 法施行 (2012年) 6月「杉並区行政経営懇談会」設置			整備法施行
平成 22 年 (2010 年) 10 月 「杉並区基本構想審議会」設置 平成 23 年 (2011 年) 6 月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7 月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度) 平成 24 年 (2012 年) 3 月 「杉並区基本構想」議決 (2012 年) 6 月 「杉並区行政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定	平成 21 年		7月 公共サービス基本法施行
(2010年)			
平成 23 年 (2011 年)6月 改正 NPO 法成立(認定緩和等) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24 年度)平成 24 年 (2012 年)3月「杉並区基本構想」議決 6月「杉並区行政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会)4月 改正 NPO 法施行 (お並区 NPO 等活動推進協議会)平成 25 年1月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定		10月 「杉並区基本構想審議会」設置	
(2011年) 7月 東京都新しい公共支援事業(~24年度) 平成 24年 (2012年) 3月「杉並区基本構想」議決 4月 改正 NPO 法施行 (2012年) 6月「杉並区行政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25年 1月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定			
平成 24 年 (2012 年) 3 月 「杉並区基本構想」議決 4 月 改正 NPO 法施行 6 月 「杉並区行政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定			
(2012 年) 6 月「杉並区行政経営懇談会」設置 12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定			
12月「新たな協働のあり方」の具体化に関する意見提出 (杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定			4月 改正 NPO 法施行
(杉並区 NPO 等活動推進協議会) 平成 25 年 1 月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定	(2012年)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
平成 25 年 1月「杉並区における今後の協働の取組方針」決定			
(20013年) 3月 協働推進本部」設置			
	(20013年)	3月「協働推進本部」設置	



すぎなみ協働推進ガイドライン

- 参加と協働による地域社会づくりをめざして-

2013年度版

平成25年5月発行

編集·発行 杉並区区民生活部協働推進課

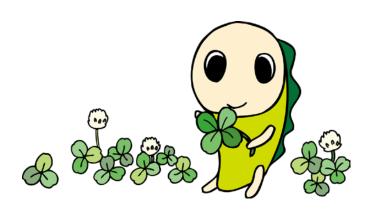
〒166-0015 杉並区成田東四丁目36番13号

杉並区役所分庁舎2階

TEL (03) 3312-2381

登録印刷物番号

25-0013



すぎなみ協働推進ガイドライン 2013年度版